

上野原市都市計画マスタープラン策定委員会会則

平成25年3月6日

(設置)

第1条 上野原市都市計画マスタープランの策定に関し、社会情勢の変化や関連計画の変更などを踏まえ、更新すべき事項を抽出するとともに、上野原市の都市計画に関する基本的な方針を定めるため「上野原市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)」を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、上野原市の都市計画に関する基本的な方針設定に関し、次に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 都市づくりの新たな課題に関すること。
- (2) 新たな都市計画マスタープランに求められる役割と構成のあり方に関すること。
- (3) 都市づくりの基本理念、目指すべき将来像に関すること。
- (4) 全体構想、地区別構想に関すること。
- (5) 住民からの意見に関すること。
- (6) その他、都市計画マスタープラン策定にあたり検討が必要な事項。

(組織)

第3条 策定委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱・任命する。

- (1) 識見を有する者 6人以内
- (2) 市議会の議員 1人以内
- (3) 関係行政機関若しくは山梨県の職員 6人以内
- (4) 市民の代表 7人以内

(任期)

第4条 策定委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長については、識見を有する者につき任命された委員のうちから選出するものとし、副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じて市長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、建設経済部建設課において処理する。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、策定委員会が定める。

附 則

この会則は、平成 2 5 年 3 月 6 日から施行する。